

**簡易公募型競争入札方式(総合評価落札方式)に係る手続開始の公示**  
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

令和7年1月17日

支出負担行為担当官

旭川開発建設部長 岩下 幸司

1 業務概要

- (1) 業務名 士別道路事務所管内 道路附属物点検業務  
(電子入札対象案件・電子契約対象案件) (以下「業務①」という。)
- 業務名 旭川道路事務所管内 道路附属物点検業務  
(電子入札対象案件・電子契約対象案件) (以下「業務②」という。)
- 業務名 上川分庁舎管内 道路附属物点検業務  
(電子入札対象案件・電子契約対象案件) (以下「業務③」という。)
- 業務名 美深分庁舎管内 道路附属物点検業務  
(電子入札対象案件・電子契約対象案件) (以下「業務④」という。)

(2) 業務内容

主な業務内容は以下のとおりである。

業務① 本業務は、士別道路事務所が管理する一般国道40号、名寄美深道路(一般国道40号)、一般国道239号及び一般国道275号に設置されている道路附属物の現状を把握し、変状を早期に発見するとともに対策の要否を判定することにより道路利用者及び第三者に被害を及ぼす恐れのある事故を防止し、安全かつ円滑な道路交通の確保を図るため、附属物(標識、照明施設等)点検要領(令和6年9月 国土交通省 道路局 国道・技術課)に基づき、業務実施計画、詳細点検、中間点検、点検表作成、報告書作成を実施するものである。

- ① 業務実施計画 N=1 式
- ② 詳細点検 N=1 式
- ③ 中間点検 N=1 式
- ④ 点検表作成 N=1 式
- ⑤ 報告書作成 N=1 式

業務② 本業務は、旭川道路事務所が管理する一般国道39号、一般国道40号及び一般国道237号、一般国道452号に設置されている道路附属物の現状を把握し、変状を早期に発見するとともに対策の要否を判定することにより道路利用者及び第三者に被害を及ぼす恐れのある事故を防止し、安全かつ円滑な道路交通の確保を図るため、附属物(標識、照明施設等)点検要領(令和6年9月 国土交通省 道路局 国道・技術課)に基づき、

業務実施計画、詳細点検、点検表作成、報告書作成を実施するものである。

- ① 業務実施計画 N=1 式
- ② 詳細点検 N=1 式
- ③ 点検表作成 N=1 式
- ④ 報告書作成 N=1 式

業務③ 本業務は、旭川道路事務所が管理する一般国道39号、一般国道273号、一般国道333号及び旭川・紋別自動車道（一般国道450号）に設置されている道路附属物の現状を把握し、変状を早期に発見するとともに対策の要否を判定することにより道路利用者及び第三者に被害を及ぼす恐れのある事故を防止し、安全かつ円滑な道路交通の確保を図るため、附属物（標識、照明施設等）点検要領（令和6年9月 国土交通省 道路局 国道・技術課）に基づき、業務実施計画、詳細点検、中間点検、点検表作成、報告書作成を実施するものである。

- ① 業務実施計画 N=1 式
- ② 詳細点検 N=1 式
- ③ 中間点検 N=1 式
- ④ 点検表作成 N=1 式
- ⑤ 報告書作成 N=1 式

業務④ 本業務は、士別道路事務所が管理する一般国道40号、一般国道275号に設置されている道路附属物の現状を把握し、変状を早期に発見するとともに対策の要否を判定することにより道路利用者及び第三者に被害を及ぼす恐れのある事故を防止し、安全かつ円滑な道路交通の確保を図るため、附属物（標識、照明施設等）点検要領（令和6年9月 国土交通省 道路局 国道・技術課）に基づき、業務実施計画、詳細点検、中間点検、点検表作成、報告書作成を実施するものである。

- ① 業務実施計画 N=1 式
- ② 詳細点検 N=1 式
- ③ 中間点検 N=1 式
- ④ 点検表作成 N=1 式
- ⑤ 報告書作成 N=1 式

### (3) 履行期間

業務① 契約締結日の翌日から令和7年12月15日まで。

業務② 契約締結日の翌日から令和7年12月15日まで。

業務③ 契約締結日の翌日から令和7年12月15日まで。

業務④ 契約締結日の翌日から令和7年12月15日まで。

(4) 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(5) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象

業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。

- (6) 本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務のうち、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う履行体制確認型総合評価落札方式の試行業務である。
- (7) 本業務は、低入札業務における品質確保対策の試行対象業務であり、特記仕様書に記載する品質確保対策が履行されない場合は、業務成績評定に厳格に反映するとともに指名停止等の措置を講ずることがある。
- (8) 本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。
- (9) 本業務は、企業の技術力審査・評価を効率化するため、手続開始の公示、参加表明書等の提出期限、入札、開札及び落札者決定のそれぞれについて、同一日に行う複数の業務において参加表明書及び技術提案書を共通化して審査を行う一括審査方式の対象業務である。

下記アに記載する対象業務に同時に参加を希望する場合は、いずれか1件の業務において参加表明書及び技術提案書の全てを提出し、それ以外の業務においては、業務毎に入札説明書の5及び9に示す参加表明様式1及び技術提案様式1のみを参加表明書及び技術提案書のすべてに代えてそれぞれ提出すること。

ただし、技術提案の内容の「実施方針」については、業務①、業務②、業務③及び業務④に共通する内容を記載することとし、個別業務について記載されている場合は評価しないことがある。また、「業務フロー」、「工程計画」については、業務①、業務②、業務③又は業務④のいずれか1つに関して記載すること。

なお、本対象業務においては、配置予定技術者の申請は1名のみとし、対象業務ごとに別々の技術者を申請することは認めない。

また、落札決定は、下記ウの順に行い、本対象業務のいずれかの業務を落札した場合は、落札した業務以降に落札決定する業務の入札は無効とする。

本対象業務及び落札決定通知予定は以下のとおりとする。

ア 一括審査方式の試行対象業務 本公示文の1(1)のとおり。

イ 通知年月日 令和7年3月25日(予定)

ウ 通知時刻 業務① 13時30分(予定)

業務② 13時35分(予定)

業務③ 13時40分(予定)

業務④ 13時45分(予定)

エ 通知年月日及び通知時刻を変更する場合は別途連絡するが、通知年月日等を変更した場合でも落札決定の順番は変えないものとする。

- (10) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

## 2 指名されるために必要な要件

- (1) 入札参加者に要求される資格

- 入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。
- ア 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
  - イ 北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和 5・6 年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。
  - ウ 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和 60 年 4 月 1 日付け北開局工第 1 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
  - エ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）
  - オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
  - カ 北海道内に本店を有していること。

(2) 入札参加者を選定するための基準

北海道開発局工事等競争参加選定要領（平成 12 年 12 月 19 日付け北開局工第 333 号）第 27 条の規定に基づく指名基準による。

なお、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとし、選定者数については、10 者程度とする。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち、下記(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

なお、予定価格は設計図書に基づき算定するものとする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が 1,000 万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。

ウ 上記において、評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

ア 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

イ 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の配分点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

なお、価格評価点の配分点は 60 点とする。

ウ 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は 60 点とする。

(ア) 配置予定技術者の経験及び能力

(イ) 実施方針など

(ウ) 賃上げの実施表明

(エ) 技術提案の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = 60 \text{ 点} \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

$$\text{技術評価の得点合計} = ((\text{ア})\text{に係る評価点}) + ((\text{ウ})\text{に係る評価点}) + (\text{技術提案評価点}) \times ((\text{エ})\text{の評価に基づく履行確実性度})$$

$$\text{技術提案評価点} = ((\text{イ})\text{に係る評価点})$$

エ 詳細は入札説明書による。

#### 4 入札手続等

(1) 担当部局

〒078-8513 北海道旭川市宮前1条3丁目3番15号

北海道開発局旭川開発建設部契約課 上席専門官

電話 0166-32-2908

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

入札説明書は、令和7年1月17日から令和7年3月21日までの行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く毎日、9時00分から18時00分(最終日は12時00分)まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2(1)イに掲げる一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けている者とする。

(4) 参加表明書及び賃上げ表明書の受領期限、提出先及び提出方法

令和7年1月17日9時00分から令和7年1月27日12時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、

書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出先は上記４（１）に同じ。

（５）技術提案書の受領期限、提出先及び提出方法

令和７年２月２５日９時００分から令和７年３月３日１２時００分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出先は上記４（１）に同じ。

（６）入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

ア 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和７年３月２１日１２時００分。

イ 紙により持参、書留郵便又は託送する場合の提出期限は、令和７年３月２１日１２時００分。提出先は上記４（１）に同じ。

開札は、令和７年３月２５日１０時００分北海道開発局旭川開発建設部３階第２会議室にて行う。

５ その他

（１） 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（２） 入札保証金及び契約保証金 免除

（３） 入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札、無効の技術提案をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（４） 手続における交渉の有無 無

（５） 契約書作成の要否 要

（６） 関連情報を入手するための照会窓口 上記４（１）に同じ。

（７） 技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。

（８） 詳細は入札説明書による。